



発行 新潟県

第74号

平成25年9月20日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 1107 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1108 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1109 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1110 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1111 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1112 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1113 土地改良事業計画の認可(農地計画課)
- 1114 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1115 公共測量の実施通知(監理課)
- 1116 公共測量の実施通知(監理課)
- 1117 公共測量の実施通知(監理課)
- 1118 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 1119 新潟県建設工事入札参加資格審査規程の一部改正(監理課)
- 1120 道路の区域変更(道路管理課)
- 1121 道路の供用開始(道路管理課)
- 1122 道路の区域変更(道路管理課)
- 1123 道路の供用開始(道路管理課)
- 1124 道路の区域変更(道路管理課)
- 1125 道路の供用開始(道路管理課)
- 1126 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 1127 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 1128 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 1129 二級建築士及び木造建築士の免許の取消し(建築住宅課)

公 告

- 特定調達契約の落札者等(情報政策課)
- 特定調達契約の落札者等(情報政策課)
- 特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見(商業振興課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

正 誤

平成25年7月26日付け県報第58号告示第923号中(港湾整備課)



◎新潟県告示第1107号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	ひまわり訪問介護	新潟県柏崎市東長浜町 6番38号ベコビル2階 201号室	合同会社心つなぐ 手	平成25年9月1日
訪問介護 介護予防訪問介護	ケアサービス絆	新潟県上越市大字今泉 1310番地2	株式会社平和ライ フケアサービス	平成25年9月1日
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスアップ ル花はな	新潟県胎内市西条614 番地1	株式会社和穩	平成25年9月1日
通所介護	デイサービスゆざわ	新潟県南魚沼郡湯沢町 大字神立1555番地2	株式会社あんしん	平成25年9月1日
介護予防通所介護	予防医学センター とっぴい健康倶楽 部	新潟県上越市石橋2丁 目2930番2号	株式会社とっぴい ドリーム	平成25年9月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	ショートステイアッ プル花はな	新潟県胎内市西条614 番地1	株式会社和穩	平成25年9月1日

◎新潟県告示第1108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ケアセンターまちなかや南 魚沼	新潟県南魚沼市六日町801 番地9	株式会社アルプスビジネ スクリエーション	平成25年9月1日

◎新潟県告示第1109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
--------	-----	-----	---------	----------	-------

デイホーム津有	新潟県上越市 四ヶ所 357 番地 1	社会福祉法人上 越市社会福祉協 議会	通所介護 介護予防通所介護	平成 25 年 6 月 28 日	平成 25 年 8 月 1 日
有限会社介護 サービスライ フ	新潟県長岡市 大島本町 3 丁目 8 番地 8	有限会社介護サ ービスライフ	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与	平成 25 年 7 月 4 日	平成 25 年 8 月 3 日
有限会社介護 サービスライ フ	新潟県長岡市 大島本町 3 丁目 8 番地 8	有限会社介護サ ービスライフ	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	平成 25 年 7 月 4 日	平成 25 年 8 月 3 日

◎新潟県告示第1110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の和田土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年9月20日

新潟県上越地域振興局長

1 就 任

理事	妙高市広島一丁目14番1号	宮腰 辰夫 (理事長)
〃	〃 国賀二丁目1番28号	饒村 勝也
〃	上越市大字木島624番地	小林 春男
〃	〃 大字島田下新田32番地2	滝本 一雄
〃	〃 大字下箱井327番地1	植木 勇
〃	妙高市柳井田町二丁目6番16号	宮川 新一
〃	上越市大字石沢883番地の1	横田 博之
〃	〃 大和2丁目8番8号	古江栄太郎
〃	〃 大和3丁目11番1号	石平 進
監事	上越市大字岡原30番地	山田 和男
〃	〃 大字寺町1145番地1	市川武三郎
〃	〃 大字稻荷989番地1	北住 義治

就任年月日 平成25年8月30日

2 退 任

理事	妙高市広島一丁目14番1号	宮腰 辰夫 (理事長)
〃	〃 国賀二丁目1番28号	饒村 勝也
〃	上越市大字木島624番地	小林 春男
〃	〃 大字島田下新田32番地2	滝本 一雄
〃	〃 大字下箱井327番地1	植木 勇
〃	妙高市柳井田町二丁目6番16号	宮川 新一
〃	上越市大字石沢883番地の1	横田 博之
〃	〃 大和2丁目8番8号	古江栄太郎
〃	〃 大和3丁目19番1号	近藤 正
監事	上越市大字岡原30番地	山田 和男
〃	妙高市月岡二丁目7番5号	矢坂 信昭
〃	上越市大字上中田1180番地の1	宮腰 昇

退任年月日 平成25年8月29日

◎新潟県告示第1111号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を平成25年9月9日認可した。

平成25年9月20日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第1112号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を平成25年9月9日認可した。

平成25年9月20日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第1113号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成25年9月20日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 土沢地区土地改良事業共同施行	土沢	区画整理	新規	平成25年9月9日	第95条

◎新潟県告示第1114号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営三和中部第1地区区画整理(経営体育成基盤整備「担い手育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成25年9月24日から平成25年10月22日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び上越市三和区総合事務所

4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があつたとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1115号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 作業種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 平成25年9月10日から平成26年1月15日まで

3 作業地域 南魚沼市清水地区

◎新潟県告示第1116号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定に

より公示する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）4点
- 2 作業期間 平成25年9月9日から平成25年10月31日まで
- 3 作業地域 妙高市大字二俣～妙高市大字坂口新田地内 国道18号線（妙高大橋付近）

◎新潟県告示第1117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（街区多角点No. 30C40の復旧）
- 2 作業期間 平成25年9月13日から平成25年12月25日まで
- 3 作業地域 新潟市中央区天神尾1丁目 地内

◎新潟県告示第1118号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成25年5月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
魚沼建業株式会社
吉澤 修
- 3 主たる営業所の所在地
魚沼市下倉14-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第43923号
- 5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成25年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年7月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ミサワホームイング新潟株式会社
松元 正則
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区関新2-1-53
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-22）第40084号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年7月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年8月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社山崎塗装工業所
林 美恵子
-

- 3 主たる営業所の所在地
長岡市宮内5-1-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第16657号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年8月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年8月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社内藤建築事務所
内藤 和夫
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区山田3081-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第14356号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年8月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年8月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社テクノスタッフ
宮島 克典
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区神道寺南1-9-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第42457号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年8月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年8月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
宮嶋製材所
宮嶋 一
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市大字女谷3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第19287号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年8月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年8月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

有限会社白井電機工業所
白井 榮篤

- 3 主たる営業所の所在地
長岡市福住2-4-24
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第16540号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年8月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年8月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社拓進工業
植木 幸江
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市国府2-13-35
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第39914号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、石工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年8月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年8月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社アサヒ工芸
関川 良平
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市日渡112
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43624号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年8月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年8月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社関屋興産
関屋 園一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区東萱場2161-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第23474号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年8月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年8月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社津島建設
津島 重敏
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市岩船縦新町1-33
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第118号
 - 5 処分の内容 建築工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年8月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
丸寅建設株式会社
松井 ヒロ
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市下沼新田甲124
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第5562号
 - 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年8月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年8月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
本間工務店
本間 信男
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区能登1-2-24
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第4049号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年8月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年8月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
南雲ボーリング
南雲 喜一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市吉里493
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第39987号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成25年7月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1119号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次のように改正する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主観的事項 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>県税等の滞納状況 第3条第1項第3号及び第4号に規定する県税等の滞納の有無</u></p>	<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>新潟県に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有しない者（以下「県外建設業者」という。）にあつては、前号の納税証明書のほか、法人税又は所得税の納税証明書</u></p> <p>(5) <u>消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主観的事項 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 建設業法施行規則第18条の3第1項第8号に掲げる国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（当該事項について評価がされていない総合評定値通知書を提出する者に限る。）</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>県税等の滞納状況 第3条第1項第4号、第5号及び第6号に規定する県税等の滞納の有無</u></p>

◎新潟県告示第1120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大栗田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市日下字萩原 981 番 1 から	新	10.4～27.0メートル	500.1メートル
同市下相川字前川原1045番まで	旧	10.6～27.0メートル	499.7メートル

◎新潟県告示第1121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 大栗田村上線
- 2 供用開始の区間
村上市日下字萩原981番1から同市下相川字前川原1045番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月20日

◎新潟県告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山田山辺里線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市日下字萩原 957 番 1 から	新	10.4～14.5メートル	43.0メートル
同市日下字田中987番3まで	旧	10.4～14.5メートル	43.3メートル

◎新潟県告示第1123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 上山田山辺里線
- 2 供用開始の区間
村上市日下萩原957番1から同市日下字田中987番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月20日

◎新潟県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村上停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市安良町1555番1から 同市安良町1549番4まで	新	7.8～16.0メートル	41.5メートル
	旧	7.8～16.0メートル	41.5メートル

◎新潟県告示第1125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 村上停車場線
- 2 供用開始の区間
村上市安良町1555番1から同市安良町1549番4まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月20日

◎新潟県告示第1126号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
遅場(1)地区	三条市遅場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
遅場(2)地区	三条市遅場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
遅場(3)地区	三条市遅場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
遅場沢(1)地区	三条市遅場	次の図のとおり	土石流

遅場沢(2)地区	三条市遅場	次の図のとおり	土石流
遅場地区	三条市遅場	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
行野(1)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行野(2)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行野(3)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行野(4)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行野(5)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ沢地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	土石流
鳴子沢地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	土石流
行野(1)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	土石流
下壇地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	地すべり
平畑地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	地すべり
吉沢地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
遅場(3)地区	三条市遅場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
遅場沢(1)地区	三条市遅場	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
行野(1)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行野(2)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行野(3)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行野(4)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行野(5)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ沢地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	土石流
行野(1)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1128号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 - ・種類 上越都市計画道路(上越市決定)
 - ・名称 3・4・23号 寺町真虫線
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1129号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成25年4月12日	坂井 樟三	二級建築士	第11821号	死亡
平成25年4月26日	清水 貫次	二級建築士	第121号	死亡
平成25年4月26日	永野 長助	二級建築士	第2728号	死亡
平成25年5月10日	今井 孝一	二級建築士	第4455号	死亡
平成25年5月24日	板井 秀雄	二級建築士	第3439号	死亡

平成25年5月24日	橋本 早次	二級建築士	第7644号	死亡
平成25年6月28日	渡辺 定義	二級建築士	第4252号	死亡
平成25年4月12日	高宮 正文	二級建築士	第7885号	申請
平成25年4月12日	高橋 孫幸	二級建築士	第9633号	申請
平成25年4月12日	塩川 忠	二級建築士	第10551号	申請
平成25年4月12日	牧野 吉宏	二級建築士	第12133号	申請
平成25年4月12日	山田 治幸	二級建築士	第13764号	申請
平成25年4月12日	小田 奈桜美	二級建築士	第14368号	申請
平成25年4月12日	田中 智仁	二級建築士	第16826号	申請
平成25年4月12日	山崎 大輔	二級建築士	第18547号	申請
平成25年4月26日	南波 勝	二級建築士	第4941号	申請
平成25年4月26日	早川 浩英	二級建築士	第6175号	申請
平成25年5月24日	永井 敏彦	二級建築士	第5669号	申請
平成25年5月24日	小野 由美子	二級建築士	第14547号	申請
平成25年6月14日	渡辺 修治	二級建築士	第15132号	申請
平成25年6月28日	宮嶋 一	二級建築士	第7792号	申請
平成25年6月28日	桑原 秋男	二級建築士	第4431号	申請
平成25年6月28日	重川 隆廣	二級建築士	第8125号	申請

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その23）の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部情報政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借入
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成25年7月23日（火）
- 6 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋2-15-12
- 7 落札価格
209,727,000円
- 8 入札公告日
平成25年6月11日（火）
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
新潟県職員ポータルシステム環境構築・移行作業委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部情報政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
請負
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
平成25年8月22日（木）
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ信越新潟支店
新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9
- 7 契約金額
44,205,000円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者
名称 シネマする街千秋通り
所在地 長岡市千秋二丁目1087番地1外
設置者 ユニー株式会社ほか1者
- 2 届出の概要及び公告日
概要 条例第8条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成25年6月7日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市長の意見の概要
意見なし
 - (2) 新潟市長の意見の概要
意見なし
 - (3) 三条市長の意見の概要
意見なし
 - (4) 柏崎市長の意見の概要
意見なし
 - (5) 小千谷市長の意見の概要
意見なし
 - (6) 十日町市長の意見の概要
意見なし
 - (7) 見附市長の意見の概要
意見なし
 - (8) 燕市長の意見の概要

意見なし

(9) 魚沼市長の意見の概要

意見なし

(10) 弥彦村長の意見の概要

意見なし

(11) 出雲崎町長の意見の概要

意見なし

(12) 刈羽村長の意見の概要

意見なし

(13) 関係市町村の住民等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、長岡市商工部商業振興課、新潟市経済・国際部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業労政課、小千谷市商工観光課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市産業振興課、燕市商工観光部商工振興課、魚沼市商工観光課、弥彦村産業振興課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能)

5 縦覧期間

平成25年9月20日から平成25年10月20日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、外科用X線テレビ装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年9月20日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

外科用X線テレビ装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年12月6日(金)

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-3193

新潟県村上市下鍛冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号 0254-62-3111 内線422

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年9月27日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年10月4日(金)午前10時30分

新潟県立坂町病院2階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年9月20日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成25年9月30日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年10月3日(木)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

- ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、大動脈バルーンポンプについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年9月20日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

大動脈バルーンポンプ 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日（月）

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年9月30日（月）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年10月3日（木）午前10時45分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書

を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、鼻咽喉ビデオスコープシステムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年9月20日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

鼻咽喉ビデオスコープシステム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年9月30日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年10月3日(木)午前11時30分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

正 誤

平成25年7月26日付け新潟県告示第923号中

ページ	行	誤	正
12	17	小木1935番地 1	小木町1935番地 1
12	23	小木1935番地 1	小木町1935番地 1
12	50	小木1935番地 1	小木町1935番地 1
13	3	小木1935番地 1	小木町1935番地 1